

桑名市告示第105号

桑名郡市糖尿病重症化予防検討会共同設置規約を次のように定める。

令和6年3月27日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名郡市糖尿病重症化予防検討会共同設置規約

(共同設置する市町)

第1条 桑名市及び木曾岬町(以下「関係市町」という。)は、糖尿病性腎症重症化予防の効果的な実施を目指し、糖尿病専門医・腎臓病専門医等からの意見又は助言を求めるため、桑名郡市糖尿病重症化予防検討会(以下「検討会」という。)を共同設置する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健指導等の対象者の選定、指導内容、指導媒体(テキスト)、実施体制、評価指標、様式等に関すること。
- (2) 地域の医療機関の理解と協力を得るための周知方法や連携体制の構築に関すること。
- (3) 桑名郡市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進に関すること。
- (4) その他関係市町の糖尿病性腎症重症化予防対策の効果的な実施に関すること。

(委員の定数)

第3条 検討会の委員の定数は、7人以内とする。

(委員の構成)

第4条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから、関係市町が協議し、桑名市長が検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 桑名医師会
- (2) 三重県医師会
- (3) 三重県糖尿病対策推進会議から送付された担当役員名簿の専門医(桑名地区)
- (4) 腎臓病専門医
- (5) その他関係市町の協議により、桑名市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 検討会の委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げないものとする。

2 検討会の委員の一部に変更があった場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 検討会に、会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議の進行を司る。
- 4 会長が不在の時は、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議)

第7条 検討会は、関係市町が協議し、桑名市長が必要に応じて開催する。

2 桑名市長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 検討会の庶務は桑名市の国民健康保険主管課において行う。

(経費の支弁方法)

第9条 検討会に要する経費は、関係市町の長があらかじめ協議により定めた額を、関係市町が負担する。

2 木曾岬町は、前項の規定による負担金を桑名市に支払わなければならない。

3 前項の負担金の支払時期については、関係市町の長が協議により定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。